

「徳島県自殺対策基本計画(第2期)」(最終案)について

1 計画改定の趣旨

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の内容や本県の実情を踏まえ、計画の改定を行う。

2 計画期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間

3 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”的実現

4 記載事項

(1) 自殺死亡率に係る数値目標の設定

【数値目標】

平成35年までの間、自殺死亡率13.0以下を維持する

※自殺総合対策大綱において、数値目標として

- ・「平成38年までに、自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」こと、
- ・国における平成27年の自殺死亡率は18.5であり、30%減で13.0となることが記載されている。

(2) 重点施策と主な取組内容

①普及啓発の推進

- ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間における各種啓発

②様々な分野でのゲートキーパーの養成

- ・自殺予防サポーター、デートDVサポーター、教員ゲートキーパー等の養成

③心の健康を支援する環境の整備

- ・友愛訪問活動の実施、高齢者等見守りネットワークの構築
- ・妊産婦支援の充実、性暴力被害者支援の充実、長時間労働の是正

④子ども・若者の自殺対策の推進

- ・SOSの出し方に関する教育の推進、スクールカウンセラー活用事業の実施
- ・若者の悩みを共有する取組み

⑤相談体制の整備、社会的取組を担う人材の養成

- ・対象者別、社会的要因別の各種相談窓口設置
- ・高齢者・障がい者虐待防止研修、看護職員研修等における自殺対策講座実施

⑥ハイリスク者対策の推進

- ・うつ病、依存症等ハイリスク要因対策、自殺未遂者・遺族支援の充実

⑦県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組み

- ・地域における関係機関・民間団体との連携推進